

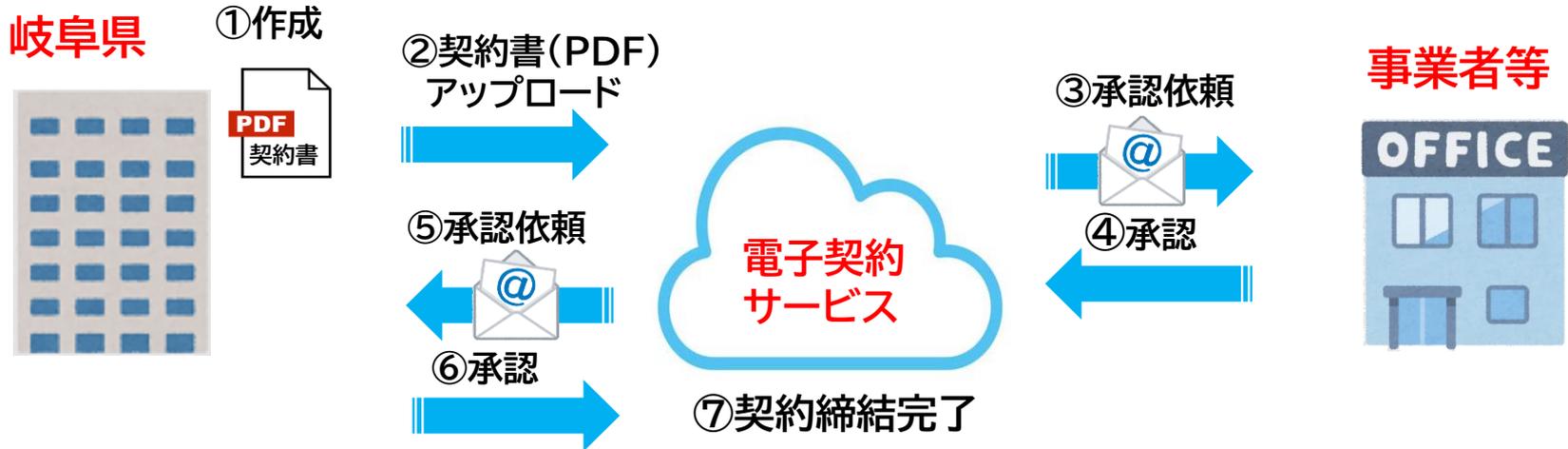
# 電子契約の導入について

岐阜県清流の国推進部  
デジタル推進局デジタル戦略推進課

# 電子契約の導入について

- **契約締結日が令和6年4月1日以降**の契約について、電子契約を導入します。
- これにより、事業者等の皆さまの利便性向上と事務負担の軽減を図るとともに、県の事務効率化、簡素化を実現します。

## <電子契約のイメージ>



## <導入スケジュール>

	令和5年10月～	令和6年4月～
対象部局	総務部、清流の国推進部、県土整備部、 出納事務局の本庁内所属 および岐阜土木事務所	全ての所属
対象契約	契約書又は請書を利用して締結する 随意契約	原則、全ての契約※ (事業者等が電子、書面のいずれかを選択)

※土地売買等に関する契約等、一部の契約を除きます。



# 電子契約関係書類ご提出のお願い

別記様式

## 電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書

電子契約サービスを利用して、岐阜県と電子契約を締結することに同意します。

なお、契約担当者及び契約締結権限者の承認に利用するメールアドレス等は以下のとおりです。

1 契約名（事業名、発注案件名等）

2 契約担当者

氏 名：

メールアドレス：

3 契約締結権限者

氏 名：

メールアドレス：

※ 「2 契約担当者」の欄に記載いただいたメールアドレスあてに、電子契約サービスから契約内容確認依頼メールが、「3 契約締結権限者」の欄に記載いただいたメールアドレスあてに、契約内容承認依頼メールが届きます。

※ 契約担当者と契約締結権限者が同一の場合、「2 契約担当者」の省略が可能です。

岐阜県知事（現地機関の長） 様

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

- 電子契約を希望する場合、県との契約が決定後、「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出してください。
- 本様式に、契約締結に利用する際のメールアドレスを記載して下さい。

※ 契約担当者と契約締結権限者が同一の場合、「2 契約担当者」は省略可能です。

※ 本様式は県契約担当者からの提供又は県HPからダウンロードしてください。

# Q&A

<p>従来通り、紙による契約も可能か。</p>	<p>紙による契約も可能です。</p>
<p>電子契約サービスを利用するための費用は必要か。</p>	<p>不要です。</p>
<p>「電子契約意向確認書兼契約用メールアドレス確認書」は、契約の都度、提出する必要があるか。</p>	<p>「電子契約意向確認書兼契約用メールアドレス確認書」は案件ごとに提出いただく必要があります。</p>
<p>契約担当者と契約締結権限者が同一の場合、「電子契約意向確認書兼契約用メールアドレス確認書」にはどのように記載したらよいか。</p>	<p>契約締結権限者の欄にのみ記載してください。</p>
<p>契約締結権限者と事務担当者で、同一のメールアドレスを使用することができるか。</p>	<p>できません。 別々のメールアドレスを設定するか、契約締結権限者による承認のみとするなどの対応をお願いします。</p>

# Q&A

<p>署名前に契約書の内容の誤りに気付いた場合、どのように処理すればよいか。</p>	<p>サービス上で「同意せずに却下する」の処理を行ってください。その際、却下理由を入力していただくことで、県担当者に内容が伝達されますので、改めて契約手続を行ってください。</p>
<p>締結済の契約書は、どのメールアドレスに送付されるのか。</p>	<p>契約書に電子署名を付与した全員のメールアドレス宛てにメール送付されます。 また、締結済の契約書のデータは、クラウドサインのサービス上に保管されます。</p>
<p>メールアドレスは社内の共有メールアドレスでもよいか。</p>	<p>共有メールアドレスでも構いませんが、権限のない者が契約締結権限者として署名を行うことの無いよう、取り扱いにご留意ください。</p>